

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和42年12月21日 条例第26号</p> <p>(休業補償)</p> <p>第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) <u>刑事施設</u>、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</p> <p>(2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合</p>	<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和42年12月21日 条例第26号</p> <p>(休業補償)</p> <p>第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) <u>監獄</u>、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</p> <p>(2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合</p>